

商 法 (100 点)

第 1 問

P 株式会社（以下「P 社」という）は、公開会社であり、その取締役は A・B・C の 3 名であり、代表取締役は A である。Q 株式会社（以下「Q 社」という）は、公開会社であり、P 社の発行済株式総数の 60% を保有している。P 社取締役 A・B・C は、それぞれ Q 社の発行済株式総数の約 10% ずつの株式を保有しており、いずれも Q 社の取締役を兼任している。

P 社代表取締役 A は、P 社を代表し、不動産鑑定士による評価額 1 億円の P 社所有の土地（以下「本件土地」という）を Q 社に譲渡した（以下「本件譲渡」という）。なお、P 社において、取締役会決議を要する事項について、定款に特段の定めはないものとする。

問 1 本件譲渡について、P 社の取締役会決議が必要となるのはどのような場合か。考えうる場合をすべて挙げなさい。

問 2 本件譲渡について P 社の取締役会決議が必要となる場合において、当該決議がないまま本件譲渡がなされたとき、P 社は、Q 社から本件土地を譲り受けた X に対して、本件譲渡が無効であることを主張して本件土地の返還を求めることができるか。

第 2 問

P 株式会社（以下「P 社」という）は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。また、P 社は定款で単元株式数を定めていない。

P 社の発行済株式総数は 30 万株である。P 社の株主構成は、代表取締役 A および A と親しい者（以下「A グループ」という）が 20 人、B および B と親しい者（以下「B グループ」という）が 5 人、A グループ・B グループのいずれにも属さない者（以下「C グループ」という）が 5 人の合計 30 人である。A グループと C グループの株主は、すべてそれぞれ P 社の株式を 5000 株以上有しており、A グループ全体では P 社の株式を 20 万株有している。B グループの株主 5 名は、それぞれ P 社株式を、4000 株ずつ有している。

A を含む P 社の取締役は、株主総会において、株主提案権や質問権の行使を通じて経営陣に批判的な行動をする B グループの株主を苦々しく思っており、B グループの株主がこのような権利を行使するのを阻止したいと考えていた。

そこで、P 社の取締役会は、P 社株式 5000 株を 1 株に併合する議案を株主総会に提出することを決定した。株主総会では、取締役から「出資単位を大きくして株主管理コストを削減すること」が株式併合を行う理由であるとの説明があり、定足数を満たした出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により、このような株式併合議案が可決された（以下「本件決議」という）。

問 1 本設問の株式併合が実行されると、B グループの株主は、どのように扱われるか。

問 2 B は、本件決議の効力を否定するためにどのような主張をなすうるか。考えうる主張を挙げて、それらについて検討しなさい。

問 3 本件決議の効力を否定すること以外に、B は、会社法上何らかの救済を得ることができるか。